

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 御中

郵便番号 460-0003

住所 なごやしなかくさかえ 名古屋市中区栄一丁目8番8号

氏名 ちゅうぶ 中部テレコミュニケーション株式会社 かぶしきがいしゃ

代表取締役社長 まき としお 牧 俊夫

電話番号

メールアドレス

(連絡先:経営管理部)

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見項目	意見内容
「分岐単位接続料」設定の有無について	<p>FTTH（光ファイバ）の市場は、NTT東西殿が独占的に敷設しているメタル回線と異なり設備競争が進展しており、我が国における高速ブロードバンド環境の普及に寄与していると考えます。</p> <p>こうした環境を踏まえ、設備、サービス両面での公正で自由な競争を維持、促進する観点から、分岐単位接続料（以下、「1分岐貸し」といいます。）については、設定すべきではないと考えます。理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備競争が進展しつつあるFTTH市場において、ドミナント事業者であるNTT東西殿の接続料は、実質的に市場価格となることから、コストを適正に回収できる水準であるべきです。 ・1分岐貸し接続料の設定は、どのような算定方式を採用しても、構造上、利用率を適性に反映することができないことから、ユーザ未利用分のコストをNTT東西殿が負担することになります。 ・このため、設備を借りる接続事業者は、設備保有リスク（未利用分のコスト負担）を負わず、安価に光ファイバを調達することが可能となる一方で、設備事業者は、コストを回収できない水準での提供を強いられることになります。 <p>これは、「設備を保有する事業者と接続事業者の競争」が公平ではないことを意味しており、結果、設備事業者の投資インセンティブが薄れ、設備競争が停止（=独占回帰）し、利用料金が高止まりすることが懸念されます。</p> <p>このように、1分岐貸し接続料は、設備競争の阻害＝ブロードバンド環境進展を阻害することになるものと考えます。</p> <p>・また、現行の接続ルールでも、複数の事業者でOSU等の設備を共有してサービスを提供することで、サービス競争は十分に可能と考えます。（OSU設備共有による提供を望まない事業者（NTT東西殿を含む）に当該提供を義務付けることは、事業者間の公正な競争を阻害することになり、適当ではないと考えます。）</p>
乖離額調整制度（将来原価方式）について	<p>・競争が進展しつつある市場におけるドミナント事業者の接続料は、設備、サービス両面での公正で自由な競争を維持、促進する観点から、実績原価方式で算定すべきです。</p> <p>（競争事業者である地域系通信事業者は、実際の設備コストを踏まえて経済合理的な範囲で料金設定をしております。）</p> <p>・将来原価方式は、あくまでも「新規かつ相当の需要が見込まれるサービス」に適用されるものであり、すでに、成長期を迎えている光ファイバに適用すべきではないと考えます。</p> <p>なお、「将来原価方式に乖離額調整制度」を設定した場合、実質的には実績原価方式と変わらなくなることから、あえて採用する合理的な理由はないと考えます。</p>